

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 環境課

許認可等の内容		墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可
根拠法令等及び条項		墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審 査 基 準	根拠条項	栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第3条第2項、第3項
	参考事項	栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条、第5条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	平成24年 3月 7日設定 平成26年 3月 3日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(変更)</p> <p>墓地、納骨堂又は火葬場の変更の許可を受けようとする者は、墓地等の経営許可申請と同様の書類の提出が必要であるため、それらから適正か判断する。</p> <p>また、申請地が墓地経営する者の所有地であり、公衆衛生上の問題がないことや計画墓地の構造が要件を満たしているか等を確認する。</p> <p>(廃止)</p> <p>栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 第3条</p> <p>3 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、廃止許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 地方公共団体以外の法人にあっては墓地等の廃止に係る当該法人の意思決定機関の決定を証する書類、その他の者にあっては墓地等の使用者の当該墓地等の廃止に同意する書類</p> <p>(2) 改葬報告書（墓地の場合に限る。）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>	